

令和4年第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年10月13日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

古田 薫 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 西垣 隆
林 安廣

欠席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 酒井 勉
江崎 美咲 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸
福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男
村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	中村 修	主任主事	多田 智哉
主任主事	井上 靖之	主事	宮田 直哉
主事	臼井 健人		

関係者

経済部農林課副主幹 伊藤 聖
経済部農林課主事 辻 秀哉

- 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議
について
- 議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議
について
- 議案第 50 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 51 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に
係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議
について
- 議案第 52 号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 54 号 農用地利用配分計画案に関する意見の決定について
- 議案第 55 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- 議案第 56 号 農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部
改正について
- 報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受
理の報告について
- 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受
理の報告について

議 長

それでは、令和4年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、18名中10名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

議席番号14番西垣隆委員、議席番号15番林安廣委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第47号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番及び3番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番、七郷地区及び合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第47号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番から4番、南長森地区及び北長森地区は、事務局から説明します。

小木曾主査

2番から4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、それぞれ水稻を栽培される予定です。

いずれの受人も、他の農地を適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、5番から7番、七郷地区及び合渡地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

9月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に受人と現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

9月16日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に受人と現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。議案第 47 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 47 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 48 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 48 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
5 ページの総括表をご覧ください。
今回は、2 件、4,134 平方メートルです。
6 ページをお願いします。
1 番、黒野地区の申請は、農家住宅に転用するものです。
申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。
第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る農地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、許可し得るものです。
2 番、西郷地区の申請は、農地のかさ上げの一時転用です。
申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。
第 1 種農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるため、許可し得るものです。
この申請は、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので 95 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。
転用される場所は、七郷小学校から北へ 600m ほど離れた農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 48 号について説明を受けました。
2 番、西郷地区の申請については、現地調査を行いました。
それでは、2 番、西郷地区については、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

今回の申請は、農地のかさ上げのための一時転用です。かさ上げ後、5メートル間隔で栗を植え、栽培する予定とのことです。
10月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に、現地立会いを行いました。立会いの際、周辺農地及び水路への影響がないよう配慮することを確認しました。
許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。
議案第 48 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 48 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 49 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。
8 ページの総括表をご覧ください。
今回は、3 件、合計 1,757 平方メートルです。9 ページをお願いします。
1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、建設業資材置場に転用するものです。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権移転により、育苗施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、合渡地区の申請は、所有権移転により、建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第49号について説明を受けました。

議案第49号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第49号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第50号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第50号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

11ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請について、申請地は、令和4年第4回農業委員会総会において、5条許可の審議がなされ、令和4年5月1日付で許可済です。

後ほど審議されます農用地利用集積計画の決定において、申請地を所有権移転し自己所有とするため、5条賃貸借から4条自己転用に変更するものです。

変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第 50 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 50 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 　　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第 51 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、5 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査 　　それでは、議案第 51 号について説明いたします。
12 ページをお願いします。
今回は、5 件提出されており、明細は 13 ページから 15 ページの表のとおりです。
特例適用農地面積は、33,183.44 平方メートルとなっております。
証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第 51 号について説明を受けました。議案第 51 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 51 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 　　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 52 号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 52 号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第 3 条の許可が必要となりますが、次の 5 つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5 つの条件とは、

1 つ目、1 区画が 10 アール未満の貸し付けであること。

2 つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。

3 つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

4 つ目、5 年を超えない貸付期間であること。

5 つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

17 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、島地区の申請地は、市街化区域内の畑で、面積が合計 756 平方メートル、貸付区画が 15 区画、貸付期間が最長で 5 年です。貸付協定は、令和 4 年 9 月 16 日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの 5 つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 52 号について説明を受けました。

議案第 52 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第 52 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 53 号農用地利用集積計画の決定について、令和 4 年 9 月 20 日付け、岐阜市経農第 798 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。関係部局の説明を求めます。

伊藤副主幹 それでは、議案第 53 号について説明いたします。18 ページをお願い致します。今回の農用地利用集積計画の件数は、賃貸借が 40 件、使用貸借が 956 件です。各設定内容の詳細については、19 ページから 60 ページまでに、設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。以上でございます。

議長 ただいま、議案第 53 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 発言もないようですので、採決に入ります。議案第 53 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 54 号農用地利用配分計画案に関する意見の決定について、令和 4 年 9 月 20 日付け、岐阜市経農第 800 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。関係部局の説明を求めます。

伊藤副主幹 それでは、議案第 54 号について説明いたします。61 ページをお願いします。今回、借り手を変更する貸借の件数が 15 件あります。

各設定内容の詳細については、62 ページに記載してあります。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 54 号について説明を受けましたが、何か御意見等
ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 54 号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 55 号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る
意見決定について、令和 4 年 9 月 7 日付け、岐阜市経農第 671 号をも
って、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定
するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

辻主事

議案第 55 号の内容を説明いたします。
今回は、1 件の用途区分の変更の申出です。
65 ページをご覧ください。
畑 2 筆 590 m²の用途区分変更で、網代地区、牛舎及び肥育舎となりま
す。なお、66 ページに位置図をつけております。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 55 号について説明を受けましたが、何か御意見等
ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 55 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きます、議案第 56 号岐阜市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 議案第 56 号について、説明いたします。

68 ページをご覧ください。

岐阜市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部を改正する規則は令和 5 年 7 月 20 日から施行し、改正箇所は下線のところとなります。

今回の改正理由は、第 2 条の担当区域等の区域について「本荘」の記載が無かったため第 4 地区に追加記載し、また、中央地区など取りこぼしが無いように、「その他第 1 地区から第 4 地区までに掲げる以外の区域」を第 5 地区に追加記載するものです。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第 56 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 56 号について、賛成の方は挙手願います

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 議案につきましては、以上でございます。

続きます、報告に移ります。

報告第 33 号から第 35 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査 それでは、報告第 33 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

73 ページをお願いします。

届出は、41 件、合計 92,513.67 平方メートルです。

続きます、報告第 34 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

75 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、15 件、合計 3,893.65 平方メートルです。

明細は、76 ページから 78 ページです。

続きまして、報告第 35 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

80 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、59 件、合計 29,444.47 平方メートルです。

明細は、81 ページから 94 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 4 年 9 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 31 分閉会を宣す。